

平成 23 年 2 月 21 日

各 位

上場会社名 江崎グリコ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 江崎 勝久  
(コード番号 2206 東証・大証・各第一部)  
問合せ先 広報IR部長 沖 善弘  
(TEL 06-6130-4208)

## 「従業員持株会信託型ESOP」の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社グループ従業員持株会を活用し、福利厚生 of 拡充及び当社の企業価値向上を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型\*ESOP」(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度導入にあたって設定する信託の設定時期、期間、株式取得方法、金額等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

\* ESOP : Employee Stock Ownership Plan の略

### 記

#### 1. 導入の目的

本制度は、福利厚生の一環として、当社ならびに当社グループ会社社員(以下、「当社グループ社員」といいます。)の安定的な財産形成を促進するにあたり、当社グループ社員の勤労意欲や会社経営への参画意識を高め、その結果として、当社の企業価値の向上を図ることを目的に導入するものであります。

#### 2. 本制度の概要

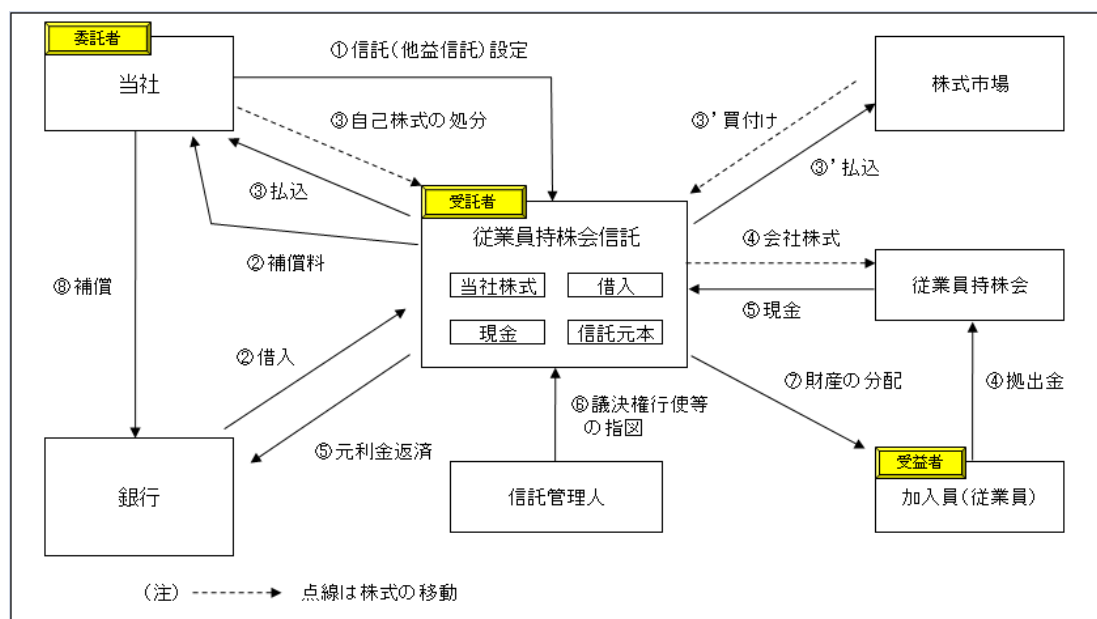
本制度は、「江崎グリコ投資会」(以下、「持株会」といいます。)に加入する当社グループ社員を対象に導入いたします。

当社は、持株会に加入する当社グループ社員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、「持株会信託」といいます。)を設定いたします。

持株会信託は、持株会が今後の一定期間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を、借入により調達した資金で予め取得いたします。なお、当社は、持株会信託の当該借入に対し補償を行います。

本制度導入後、持株会による当社株式の取得は、持株会信託より行います。持株会による当社株式の取得を通じ、持株会信託に売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する当社グループ社員に対して分配します。一方、当社株価の下落により持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済します。その際、持株会に加入する当社グループ社員がその負担を負うことはありません。

### 3. 本制度の仕組み



- ①当社は、信託契約において定められた一定の要件を充足する持株会の会員を受益者として持株会信託を設定します。
- ②持株会信託は、銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に際しては、当社、持株会信託及び銀行の三者間で補償契約を締結します。当社は当該補償契約に基づき持株会信託の借入について補償を行い、その対価として補償料を持株会信託から受け取ります。
- ③持株会信託は、当社の保有する自己株式もしくは株式市場から、持株会が今後取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。
- ④持株会信託は、信託期間を通じ、持株会の株式取得に際して保有する当社株式を時価で売却します。
- ⑤持株会信託は、持株会への当社株式の売却により得た株式売却代金、保有株式に対する配当金等を原資として、銀行からの借入の元利金返済に充当します。
- ⑥信託期間を通じ、受益者のために選任された信託管理人が、持株会信託内の当社株式の議決権行使、その他の信託財産管理の指図を行います。
- ⑦上記⑤による借入金の返済後に信託内に残余財産がある場合には、信託契約において予め定められた受益者要件を充足する持株会の会員に対して分配されます。
- ⑧上記⑤による借入金の返済後に借入債務が残存する場合には、上記②の補償契約に基づき、当社が残存債務を弁済します。

### 4. 持株会信託の概要

- (1) 委託者 当社
- (2) 受託者 住友信託銀行株式会社  
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- (3) 受益者 持株会の会員のうち受益者要件を充足する者
- (4) 信託の目的 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者確定手続を経て確定される受益者への信託財産の交付

以上